

令和 7 年度
米子市会計年度任用短時間勤務職員採用試験
受 験 案 内
(相談支援専門員)

令和 7 年 8 月 2 7 日
米 子 市

【募集内容】

募集職種	採用予定人員	職務内容
相談支援専門員	1 人	米子市立あかしやに勤務し、相談支援業務（居宅等への訪問、面接、障がい児支援利用計画の作成、サービス担当者会議の開催等）に従事します。

【受付期間】

令和 7 年 8 月 2 7 日（水） ～ 令和 7 年 9 月 1 6 日（火）

- ・ こども相談課に持参又は郵送してください。
- ・ 窓口での受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分までです。
- ・ 郵送による申込みの場合は、令和 7 年 9 月 16 日必着で受け付けます。

【試験日・試験場所】

試験日	試験場所
*応募者に別途お知らせします。 申込後、随時試験を実施します。	米子市福祉保健総合センターふれあいの里 (米子市錦町 1 丁目 1 3 9 - 3) *詳しくは応募者に別途お知らせします。

1 採用職種・採用予定人員・職務内容

募集職種	採用予定人員	職務内容
相談支援専門員	1 人	米子市立あかしやに勤務し、相談支援業務（居宅等への訪問、面接、障がい児支援利用計画の作成、サービス担当者会議の開催等）に従事します。

2 受験資格

募集職種	資 格
相談支援専門員	下記①～③を満たす方 ①次のA又はBに該当する方 A：相談支援専門員として従事することができる方（相談支援従事者初任者研修又は相談支援従事者現任研修を修了した方） B：相談支援従事者初任者研修受講の要件となる実務経験を満たしている方（※） ②普通自動車運転免許（AT 限定可）を有する方 ③基本的なパソコン操作（ワード・エクセルの操作）ができる方

※採用後、相談支援従事者初任者研修を受講していただきます。それまでは、一般事務としての採用となります。研修修了後、相談支援専門員として従事するための要件が揃ったときに、相談支援専門員に切り替えます。実務経験の要件についての詳細は、米子市こども総本部こども相談課までお問い合わせください。

※採用後、米子市役所本庁舎等で一定期間の研修を予定しています。

- 年齢、性別は問いません。
- 上記のほか、次に掲げる地方公務員法第 16 条に定める項目に該当する人は、受験できません。
 - ・ 米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日程及び会場

試験日	試験場所
* 応募者に別途お知らせします。 申込後、随時試験を実施します。	米子市福祉保健総合センターふれあいの里 （米子市錦町 1 丁目 1 3 9 - 3） * 詳しくは応募者に別途お知らせします。

4 試験方法及び内容

試験科目	配点	試験の内容	時間
面接試験	200 点	人柄などについての面接試験	15 分程度

- 合格者の決定
 - ・ 応募された方から随時、面接試験を行い、一定の基準に達した方を合格者に決定します。
 - ・ 募集期間の締切前に採用者が予定数に達する場合があります。

5 受付期間

令和7年8月27日（水） ～ 令和7年9月16日（火）

- ・ こども相談課に持参又は郵送してください。
- ・ 窓口での受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分までです。
- ・ 郵送による申込みの場合は、令和7年9月16日必着で受け付けます。

6 受験手続

区 分	内 容
提出書類	受験申込書 及び 自己紹介カード 各1部 受験資格を有することを証明することができるものの写し 各1部 ○受験申込書及び自己紹介カードに必要事項を記入のうえ、写真を貼付してください。 ○受験資格を有することを証明することができるものとは、相談支援専門員の資格を有すると確認することができる修了証等及び運転免許証の写し等をいいます。
申込先	米子市こども総本部こども相談課（ふれあいの里1階） 〒683-0811 米子市錦町1丁目139番地3 電話（0859）23-5467 [持参により申し込む場合] ○ こども相談課へ、直接ご持参ください。 [郵送で申し込む場合] ○ 封筒の表に赤字で「採用試験（相談支援専門員）受験申込」と書いてください。

- 受理した提出書類は、返却しません。
- 詳しいことは、米子市こども総本部こども相談課にお尋ねください。

7 試験結果の発表

区分	発表時期	発表の方法
最終合格者	随時	合格者に対し、電話等により通知します。

8 採用予定日

令和7年10月1日以降

9 勤務条件

区分	内 容
報 酬	報酬は、次のとおりです。 ・相談支援専門員資格を有する方 月額 170,322 円 ・上記以外の方 月額 142,064 円（高卒以下） 月額 150,580 円（短大卒） 月額 160,567 円（大学卒） ・このほかに通勤手当相当の額、期末手当及び勤勉手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務時間	勤務時間は、1 週間当たり 30 時間です。 ・1 日の勤務時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間で、1 日につき 6 時間が割り振られます。
任用期間	任用期間は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までです。 ・任期満了後、人事評価等に基づく再度の任用を行う場合があります。再度の任用を行う場合は、競争試験または選考により採用となった採用日の属する年度の 4 月 1 日から起算して勤続 5 年を超えない範囲内で、年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮の上、決定します。（職の改廃等がある場合を除く。） ・再度の任用時において、前年度までの会計年度任用短時間勤務の経験を加えて市長が定める上限の範囲内で、再度報酬月額を定めます
勤務地	勤務地は、米子市立あかしやです。 (米子市夜見町 330 番地 3)
その他	健康保険（鳥取県市町村職員共済組合）、厚生年金及び雇用保険の適用があります。

○ 採用時までには給与改定・制度改正があった場合は、それによります。